

◆企画趣旨： 2004年4月に法科大学院制度がスタートして以来、日本で最も普及した臨床法学教育の形態であるエクスターングップについて、その全国的な実施の実績を踏まえ、教育の質の改善と課題を検討する。また、エクスターングップの役割として、法科大学院学生の実力を社会の実務現場で認識してもらい、修了後の広範な就職先を開拓することも期待される。本シンポジウムでは、この教育形態の課題と可能性について検討する。

エクスターングップ・シンポジウム

「エクスターングップ」の全国調査結果について

◆日時： 2012年12月1日（土）13：30～17：50
◆会場： 早稲田大学早稲田キャンパス27号館（ロースクール棟）2階202教室

川嶋四郎（同志社大学法学院教授）

◆日時： 2012年12月1日（土）13：30～17：50
◆会場： 早稲田大学早稲田キャンパス27号館（ロースクール棟）2階202教室

13：30 開会挨拶岡田 正則（早稲田大学法務教育研究センター副所長）
13：40 企画の趣旨説明宮川 成雄（早稲田大学）

I. 法科大学院エクスターングップの特徴ヒ司法修習ヒの差異化
13：50 1. エクスターングップ全国調査の集計結果川嶋 四郎（同志社大学）
14：10 2. 多様な派遣先の実現への取り組み遠山信一郎（中央大学）
14：30 3. 法曹養成と公的部門における法律専門家—国際的比較—高橋 明男（大阪大学）

II. エクスターングップの課題
14：50 1. エクスターングップの質の確保：事前準備と事後の振り返り
15：10 2. 守秘義務の遵守の課題：早稲田大学の経験真田 篤行（千葉大学）
15：30 3. 受入れ法律事務所の視点からの課題渡辺 彰悟（弁護士）
15：50 4. 誰が開法科大学院生インターナンシップの課題新生 政信（人事院）
15：25 休憩

III. パネル・ディスカッション
16：30 パネリスト：川嶋・遠山・高橋・真田・古谷・渡辺・新生・宮川（司会）
論点：司法修習との差異化、教育の質の確保、守秘義務の遵守、実務界の法科大学院学生の質の理解、法科大学院学生の職域開拓、サマー・クラークとの差異化
17：50 終了

*各報告者およびコメンテーターの所属・職名等は、シンポジウム開催時のもの。

1 はじめに

現在、日本の法科大学院教育は、様々な側面で岐路に立たれている。その核心的な原因は、法律実務家に対する現代社会のニーズの減少や法科大学院を通じて育成された法曹の質の問題ではなく、人為的にボトルネックとして存在する「司法試験」（司法試験と呼ばれたもの）にある。2004年当初における適正配置を度外視した法科大学院の乱立的な状況にも起因しているものの、司法試験の合格者数の限定つまり頭打ちが、個々の法科大学院教育に与えてきた影響には言ひ知れないものがある¹。

その状況は、専門法曹教育に長い伝統をもち、毎年夥しい数の法律実務家を輩出しているながら、さらに近年大規模なロースクールの新設され行われているアメリカの状況²と比較して、悲惨でさえある。日本における市民や企業と法との距離の未来を考えると、正義への情熱をもった人々³が希望をもち続けることを困難にしてい

るようにも思われるからである。それは、

2001年6月に公表された『司法制度改革審議会意見書』がその具体化を目指した崇

高な理想である「法の支配」を実質化するために不可欠な法曹、特に弁護士の数の増加に、期待がもてなくなつたからである。法と市民をつなぐ架け橋の数の問題である。

そのような基層的な問題とともに、法科大学院教育における実務教育のあり方についても、近時議論が展開している。司法試験に合格しただけでは法曹になることができない日本型法曹養成システムの中で、しかも、資格試験としての司法試験の合格者

数が限定されている現状で、司法研修所教育と法科大学院教育における「法律実務教育」の役割分担のあり方をめぐる議論も存在する。法科大学院における理論教育と実務教育の重点の問題である⁴。

その法科大学院における実務教育の中で、本書の調査対象としてのエクスターングップは、リガル・クリニック等と並ん

1 たとえば、川嶋四郎「日本の法科大学院における法曹養成の課題と展望—研究者教員の観点から」比較法研究第3号80頁（2011年）参照。

2 川嶋四郎「アメリカのロースクール教育改革から見た法科大学院制度の展望—柳田幸男＝ダニエル・H・フット『ハーバード法曹の秘密』ハーバードU.S.の翻訳』（有斐閣、2010年）を読みて』同法科法学35号1頁（2012年）参照。

3 ちなみに、ヴィクトル・ユゴーの著「レ・ミゼラブル」（1862年）で、19世紀のフランス刑事司法の様子について、「…一種の尊嚴な印象があつた。なぜなら人はそこにおいて、法律と呼ぶ偉大なる人と正義と呼ぶ偉大な神事とを感じるのである」（豊島与志雄訳『レ・ミゼラブル 第1巻』455～456頁〔岩波書店、1987年〕）と記したが、ここでは、将来専門法曹として、法の活用を通じて具体的な正義を実現しようという「志」をもつた人々を指す。

で最も普及した形態の臨床的な教育方法の

一つである。本シンポジウムの開催時点では、開設されている74校の法科大学院のなかで、3校を除く71校が、エクステンシップの授業科目を提供し、実施している⁵。

本稿は、2012年12月1日（土）に、早稲田大学で開催されたシンポジウム、「エクステンシップ教育の実施と課題—法科大学院学生と実務現場を繋ぐ—」（主催：早稲田大学臨床法学教育研究所、共催：早稲田大学大学院法務研究科・科研費臨床法学グループ）における報告を原稿化したものである。また、本稿の基礎資料は、臨床法学会（理事長：宮川成雄、早稲田大学教授）の第4回学術大会（2011

年4月24日、関西学院大学にて開催）において行った報告の際に用いたものを活用した⁶。それは、2010年12月17日（金）を期限に、臨床法学会名で、74法科大学院へ、郵送（返信用封筒同封）またはメールにてアンケート用紙を送付し、回答依頼したものである。74校中、38校

から回答を得ることができた。回収率は、51%である。ここでいう「エクステンシップ」とは、一般に、科目の名称にかかわらず、「受入先（派遣先）における学習を通じて法律実務に関する教育を行う科目」を指す。

ご多忙な中、ご協力をいただいた法科大学院（大学名のみ、順不同）は、北海学園、大宮、駿河台、駒澤、上智、成蹊、創価、愛知学院、中京、名城、同志社、龍谷、関西、近畿、関西学院、甲南、広島修道、西南学院、福岡、東北、東京、一橋、新潟、信州、金沢、名古屋、京都、島根、岡山、広島、香川（愛媛、首都、大阪市立であり、心から御礼を申し上げたい。以下の調査結果では、特色のある内容の記述が見られたものについては、特に（）内に、ここに挙げた法科大学院名を記した。

2 調査内容と調査結果

調査項目は、大きく5つに分かれている。
（1）「エクステンシップ科目の設置の有無」については、回答校38校中、37

校が設置しており、非設置は、1校（東京）にとどまつた。なお、設置校のなかには、早稲田大学臨床法学教育研究所でも、リーガル・クリニックは実施されており、エクステンシップについては検討中とのことであつた。

次に、「科目名」については、そのほどんどが、「エクステンシップ」であったが、「リーガルクリニックⅠ、Ⅱ」の中でエク

スターを行なう大学（新潟）のほか、「ローケリニック」（信州）、「臨床科目」（東洋）、「法務研修」（龍谷）、「総合実務演習」（愛知学

院）、「夏期特別研修」（一橋）、「弁護士実務」（甲南等）で、エクステンシップを行う

（4）「エクステンシップの科目担当教員について」、および、（5）「成績評価の方

法について」であり、そのほか、エクステンシップ受講学生の感想等で印象深いもの、各法科大学院におけるエクステンシ

ップ教育の特色、臨床法学会第4回大会に寄せる期待や要望等の記述欄を設けた⁷。

以下順次に紹介していきたい。

（1）科目の設置状況等について

まず、エクステンシップ科目の「設置の有無」については、回答校38校中、37

校が設置しており、非設置は、1校（東京）にとどまつた。なお、設置校のなかには、

早稲田大学臨床法学教育研究所でも、リーガル・クリニックは実施されており、エクス

テンシップについては検討中とのことであつた。

次に、「科目名」については、そのほどんどが、「エクステンシップ」であったが、「リーガルクリニックⅠ、Ⅱ」の中でエク

スターを行なう大学（新潟）のほか、「ローケリニック」（信州）、「臨床科目」（東洋）、「法務研修」（龍谷）、「総合実務演習」（愛知学

院）、「夏期特別研修」（一橋）、「弁護士実務」（甲南等）で、エクステンシップを行う

（4）「エクステンシップの科目担当教員

について」、および、（5）「成績評価の方

法について」であり、そのほか、エクス

ターンシップ受講学生の感想等で印象深いもの、各法科大学院におけるエクステン

シップ教育の特色、臨床法学会第4

回大会に寄せる期待や要望等の記述欄を設

けた⁷。

⁴ ちなみに、アメリカにおける専門法曹の養成期間は3年であり、司法研修所は存在しないので、多くのロースクールにおいて、理論教育だけではなく実務教育にも重点が置かれている。その象徴的な一例が、ニューヨキシコ大学ロースクールであり、ロースクールの人口の約半数は、一方に「ロースクール」、他方に「リーガル・クリニック」の文字が刻まれている。川崎四郎「アメリカ・ロースクール教育論考」183頁、195頁（弘文堂、2009年）参照。

⁵ 「全国法科大学院エクステンシップ調査結果」（本誌『臨床法医学ミナー』12号巻末所収）（調査実施主体：日本法科大学院会科学研究会臨床法医学グループ、協力：早稲田大学臨床法医学教育研究所、実施期間：2012年11月～12月、実施方法：全国4法科大学院が公開するホームページ上のカリキュラム情報によって、エクステンシップ科目の開設状況を集計）を参照。

⁶ その資料は、「〈資料〉全国法科大学院『エクステンシップ』実施状況調査結果の概要」（注曾義成と臨床教育4号160頁（2011年）に別段記載）。

学院（大学名のみ、順不同）は、北海学園、大宮、駿河台、駒澤、上智、成蹊、創価、愛知学院、中京、名城、同志社、龍谷、関西、近畿、関西学院、甲南、広島修道、西南学院、福岡、東北、東京、一橋、新潟、信州、金沢、名古屋、京都、島根、岡山、広島、香川（愛媛、首都、大阪市立であり、心から御礼を申し上げたい。以下の調査結果では、特色のある内容の記述が見られたものについては、特に（）内に、ここに挙げた法科大学院名を記した。

2 調査内容と調査結果

調査項目は、大きく5つに分かれている。
（1）「エクステンシップ科目の設置の有無」については、回答校38校中、37

校が設置しており、非設置は、1校（東京）にとどまつた。なお、設置校のなかには、

早稲田大学臨床法学教育研究所でも、リーガル・クリニックは実施されており、エクス

テンシップについては検討中とのことであつた。

次に、「科目名」については、そのほどんどが、「エクステンシップ」であったが、「リーガルクリニックⅠ、Ⅱ」の中でエク

スターを行なう大学（新潟）のほか、「ローケリニック」（信州）、「臨床科目」（東洋）、「法務研修」（龍谷）、「総合実務演習」（愛知学

院）、「夏期特別研修」（一橋）、「弁護士実務」（甲南等）で、エクステンシップを行う

（4）「エクステンシップの科目担当教員について」、および、（5）「成績評価の方

法について」であり、そのほか、エクス

ターンシップ受講学生の感想等で印象深いもの、各法科大学院におけるエクステン

シップ教育の特色、臨床法学会第4

回大会に寄せる期待や要望等の記述欄を設けた⁷。

さらに、科目の「設置時期」については、2004年からが、34校、2007年からが、1校、2008年からが、1校、2011年からが、1校であった。
エクステンシップの「科目の位置づけ」については、必修科目とし（複数回答可）については、必修科目としているのが、2校（新潟、龍谷）、選択必修科目としている大学が最も多く、18校、選択科目が、13校見られ、さらに、卒業単位非加算科目としている大学が、4校（関西、広島修道、西南、福岡）見られた。
エクステンシップ科目の「単位数」については、1単位が、7校、2単位が、22校、3単位が、3校、4単位が、5校であった。
奇数単位となっているのは、実務科目の特

色であり、卒業単位との関係では、他の実務科目（1単位科目）との関係で偶数単位化できる仕組みがとられているものと思われる。ただし、実際には、多くの法科大学院の学生が、卒業必要単位を超えた履修も行っていると思われる。
エクステンシップ科目について、「履修条件」を設けている大学が、15校、設けっていない大学が、22校であった。履修条件を設けている場合には、法曹倫理の履修が多かった。その他、指定実務基礎科目の履修を条件としている大学や、一定以上のGPA等を要求している大学も存在した。
エクステンシップ科目の「配当年次、実施時期等」（長期履修は除く）については、2年次は、まず、「配当年次」としては、2年次クリニック（信州）、「臨床科目」（東洋）、「法務研修」（龍谷）、「総合実務演習」（愛知学院）、「夏期特別研修」（一橋）、「弁護士実務」（甲南等）で、エクステンシップを行なう大学が見られた。
さらに、科目の「設置時期」については、（香川愛媛）や、通年15時間（岡山）といは後期における40時間または80時間以上（香川愛媛）や、通年15時間（岡山）といは、まず、「配当年次」としては、2年次が、8校、2・3年次が、13校、3年次が、16校であった。次に、「実施時期と期間」としては、夏期集中が多かったが、春夏集中、夏冬集中も見られた。また、前期または後期における40時間または80時間以上（香川愛媛）や、通年15時間（岡山）といは、8校、2007年からが、1校、2011年からが、1校であった。
そのほか、科目の設置状況に関する「特色」の自由記載欄も設けたが、そこにも興味深い記述が見られた。たとえば、選択科目であるが、ほとんどの学生または多くの学生が選択していること（一橋、上智）、学期中に学生が各自で派遣先と相談のうえ、自由にスケジュールを立てること（香川愛媛）、ペトナム（ノノイ）へ法整備支援に赴くこと（関西）、「法務総合プロジェクト」という教育・研究組織を設置し、研究者教員・実務家教員・法律実務家が協働して、教育・研究活動を行っており、「民事系」「刑事系」「共生社会」「企業法務」「社

会・労働」「公益弁護活動」という6つのプロジェクトを設け、エクスターーンを実施していること(龍谷)等がそれであり、このほかにも、エクスターーンシップ科目的開設に際しては、ほとんどの大学で様々な工夫が見られると推測される。

(2) 受入先について

まず、エクスターーンシップの「受入先」については、その科目を開設しているすべての大学(37校)で、受入先として、弁護士事務所を準備している(ここでは、弁護士事務所の中に、法テラスの弁護士事務所を含む)。その数は、大学により多様であり、2か所から134か所にわたるものであった。弁護士事務所以外には、たとえば、企業(その法務部等)が、11校で、その数は2か所から25か所に及んだ。また、官公庁等も、7校あった。受入先としては、霞ヶ関インターンシップの影響もあつたとえれば、内閣府、法務省、総務省、国土交通省、金融庁、警察庁を挙げた大学

があり、また、県庁、市・区役所、保護観察所、JICAも見られた。なお、公証人役場も、受入先として存在した。

次に、「受入先の確保」の方法について、弁護士事務所については、単位弁護士会との協定・依頼等が、9校、大学のOB会の活用が、3校、地元弁護士に個別依頼が、15校であった。また、県庁、JICAを受入先としている大学は、専任教員からの個別依頼によるものであった⁷。

7 調査項目は、第4回学術大会「エクスターーンシップ研究会」のコーディネーターとして、川島が作成したものについて、企画委員会においてコメントをいき、それを反映したものとなっている。⁸ なお、法科大学院におけるエクスターーンシップの実施が以前から学部等でエクスターーンシップを行ってきた延長線上にある場合も考慮されるが、法科大学院開設前の実施の有無についても尋ねた。大昔等(「等」のなかには、翌年度からエクスターーンシップを実施する旨の大学が含まれる)を除く35校中、9校が、法科大学院開設前から実施している旨の回答を得た。

なお、受入先の確保に関する現在の課題としては、弁護士事務所について、人數や時期との関係で、司法修習生の受入先との調整を挙げた大学が、5校、弁護士事務所、企業法務部の受入先の確保自体を挙げた大学が、4校、法科大学院が設置されている地域以外の場所での受入先の確保を挙げた大学が、1校存在した。また、入学者定員の削減に伴ない、受入先の維持が困難となったことを挙げる大学が、1校(ただし、その内容は、「多くの受入先」の維持が困難というものであった)、選択科目化に伴ない受講者の減少(受入先確保の困難さは減少)を挙げる大学が、1校、さらには、官公庁、諸団体への受入先の拡大を挙げる大学が、1校存在した。

次に、「弁護士会等の支援等」について、支援があるとの回答が、19校、協定を締結している大学が、7校、受入先の紹介を依頼している大学が、8校、弁護士会との間で協議会を設けている大学が、1校存在した。また、OB会の支援を挙げた大学が、3校存在した。これに対して、弁護士会から3校の回答も、18校から寄せられた。

さらに、「受入先の地域的な広がり」(法科大学院が位置する都道府県以外の場所での支援等がないとの回答も、18校から寄せられた。

次に、「融資等の有無等」については、大学から企業等への支出例はなかったが、弁護士事務所については、非常勤講師、客員教授として任用する場合以外に、支出しないといふ大学が、8校、支出するという大学が、29校見られた。その金額は、2万円から7万円であり、その他、「手土産」との回答も見られた。なお、年額20万円、学生1名あたり5千円を加算等の記述もあり、その内容は多様であった。

エクスターーンシップの科目の履修に際して、個別的に、「学生の実習先の決定」をどのように行っているかについては、「学生の希望」による場合が多く、次に、「担任教員が決定」する場合が多く、また、「弁

が、東京、関西、九州等で、一橋大学が、海外、北海道から沖縄まで、名古屋大学が、岐阜、三重、法務は東京も、金沢大学が、北陸、島根大学が山陰、香川大学愛媛大学が、四国、明治学院大学が、名古屋、長野化大学が、東京、韓国、中国、上智大学が、東京、大阪、札幌、創価大学・同志社大学が、大学法曹会の会員の所在地で、龍谷大学が、関西、東京、群馬、鳥取、沖縄等で、それぞれ実施しているとのことであった。

エクスターーンシップの実施に際して、「学生の要望」に応えて新たに受入先を確保し更生保護関係として高松保護観察所を新たに確保したとの回答(香川愛媛)が見られ、また、法テラスの希望に応えて多摩地区の法テラスへ派遣したとの回答(成蹊)も見られた。

7 「融資等の有無等」については、大学から企業等への支出例はなかったが、弁護士事務所については、非常勤講師、客員教授として任用する場合以外に、支出しないといふ大学が、8校、支出するという大学が、29校見られた。その金額は、2万円から7万円であり、その他、「手土産」との回答も見られた。なお、年額20万円、学生1名あたり5千円を加算等の記述もあり、その内容は多様であった。

エクスターーンシップの科目の履修に際して、個別的に、「学生の実習先の決定」をどのように行っているかについては、「学生の希望」による場合が多く、次に、「担任教員が決定」する場合が多く、また、「弁

護士会に一任」という例も見られた。「学生の希望」の場合、学生の居所に配慮する例(東洋、愛知学院、名城)や、受入先との面談を実施する例(信州、香川愛媛、島根、西南)も見られた。

8 企画委員会においてコメントをいき、それを反映したものとなっている。

法科大学院開設以前から学部等でエクスターーンシップを行ってきた延長線上にある場合も考慮されるが、法科大学院開設前の実施の有無についても尋ねた。大昔等(「等」のなかには、翌年度からエクスターーンシップを実施する旨の大学が含まれる)を除く35校中、9校が、法科大学院開設前に実施する法科大学院も存在した。また、服装

事事件における非公開手続の同席・立会い等の状況が異なる旨的回答も存在した。龍谷大学からは、刑事の非公開手続についての詳しい回答（詳細、略）を得た。

エクスターングループが、法科大学院における実務教育の重要な部分を占めるにとかわらず、「刑事事件・民事事件における非公開手続の同席・立会い等」については、全国的に見て偏差が見られた。法曹養成教育という法科大学院教育の原点に立ち戻れば、現在、司法修習生との地位の差別化は顕著であり、全国均質に法曹養成を行う目的を実現するためには、法科大学院における実務教育で可能な事項について全国的に統一的な基準を設定することや法等によってそれを保障することが不可欠であると考えられる。

(4) 担当教員について

まず、「科目担当教員の数とその内訳」について尋ねた。ここでいう科目担当教員とは、「単位認定権限を有する者」を意味する。

まず、「科目担当教員の数とその内訳」について尋ねた。ここでいう科目担当教員とは、「単位認定権限を有する者」を意味する。

まず、「成績評価について」について尋ねた。ここでの「成績評価」は多様であつた。確かに、受入先からの報告書、学生からの報告書、報告会（または、面接）等の結果を総合考慮して評価する大学が多かつたが、受入先からの報告書のみによるとする大学も、2校存在した。

この成績評価については、いくつかの大

学から比較的詳しい報告を受け取ることが

できた。

まず、広島修道大学からは、「実習姿勢（積

極性、真摯さ、誠実さ）及び提出書面等（報

告書等）に基づき、担当教員が指導弁護士

の講評（法的知識、分析能力、対話能力、

説明能力等に基づき総合的に検討し最終評

価をしている」との回答をいただいた。

次に、龍谷大学からは、次のような記述

をいただいた。「事前・事後演習への参加、

実習、報告書（レポート）の内容に基づき

評価を行う。ただし、事前・事後演習の評

価、実習の評価については、実習期間の長

ある（ ）内には、実務家教員と研究者

教員の数を表記）。2名（1名、1名）が

3校、3名（2名、1名）が、2校、3名

（1名、2名）、4名（1名、3名）、5名（4

名、1名）、7名（5名、2名）、9名（8名、1名）、11名（10名、1名）、13名（2名、11名）が、それぞれ1校ずつであった。さらに、法科大学院におけるエクスターングループ担当の「実務家教員」の職についても質問した（複数回答含む。未記入3校）。実務家専任教員という回答が、24校、実務家なし専任教員が、12校、実務家非常勤教員が、10校、実務家非常勤教員のみで担当が、1校であった。

(5) 成績評価について

まず、「成績評価の方法」は多様であつた。確かに、受入先からの報告書、学生からの報告書、報告会（または、面接）等の結果を総合考慮して評価する大学が多かつたが、受入先からの報告書のみによるとする大学も、2校存在した。

この成績評価については、いくつかの大

学から比較的詳しい報告を受け取ることが

できた。

まず、広島修道大学からは、「実習姿勢（積

極性、真摯さ、誠実さ）及び提出書面等（報

告書等）に基づき、担当教員が指導弁護士

の講評（法的知識、分析能力、対話能力、

説明能力等に基づき総合的に検討し最終評

価をしている」との回答をいただいた。

次に、龍谷大学からは、次のような記述

をいただいた。「事前・事後演習への参加、

実習、報告書（レポート）の内容に基づき

評価を行う。ただし、事前・事後演習の評

価、実習の評価については、実習期間の長

ある（ ）内には、実務家教員と研究者

教員の数を表記）。2名（1名、1名）が

3校、3名（2名、1名）が、2校、3名

（1名、2名）、4名（1名、3名）、5名（4

20点

実習期間2週間の場合：事前・事後演習 = 40点、実習 = 40点、法務研修報告書 = 20点】

さらに、信州大学からは、エクスターングループの「講義は通算5回予定、4回以上

の出席を単位取得の必須要件とする。法律事務所及び検察庁でのエクスターングループ

における参加状況（法律事務所においては30時間以上）や同エクスターングループの「講義は通算5回予定、4回以上

の出席を単位取得の必須要件とする。法律事務所及び検察庁でのエクスターングループ

「フィードバックさせている」との記述（成

蹊）や、「派遣先により内容がかなり異なるため、不公平にならないように、客観的なものを中心に評価することに留意している」旨の記述（関西）も見られた。

3 おわりに

以上でエクスターングループの実態調査に關する報告を終えるが、これまで述べた以外にも、学生の感想、教員の意見、今後の展望や課題などについて、アンケートでは多数のコメントも受け取ることができた。

調査結果から窺い知ることができるのを50%とした総合点を100点満点で換算し評価する」旨の回答をいただいた。

エクスターングループについては、次に述べるように「合否のみ」の評価を行う大学も少なくはないが、客観的な評点を付ける試みにも注目すべきであろう。

エクスターングループにおける「成績評価の仕方」については、「合否のみでの評価」と「評点を付ける形式での評価」が、おお

く試みにも注目すべきであろう。

エクスターングループにおける「成績評価の仕方」については、「合否のみでの評価」と「評点を付ける形式での評価」が、おお

く試みにも注目すべきであろう。

エクスターングループにおける「成績評価の仕方」については、「合否のみでの評価」と「評点を付ける形式での評価」が、おお

く試みにも注目すべきであろう。

エクスターングループにおける「成績評価の仕方」については、「合否のみでの評価」と「評点を付ける形式での評価」が、おお

く試みにも注目すべきであろう。

エクスターングループにおける「成績評価の仕方」については、「合否のみでの評価」と「評点を付ける形式での評価」が、おお

く試みにも注目すべきであろう。

エクスターングループにおける「成績評価の仕方」については、「合否のみでの評価」と「評点を付ける形式での評価」が、おお

ことを可能にするのが、実務教育科目だからである。「百聞は一見に如かず」であり、法に生命を吹き込むのは経験があるので、エクスターんシップ科目をはじめとする実務教育科目的重要性、ひいては臨床法学教育の重要性がクロースアップされることになる。

しかし、その反面、いくつかの課題も析出されたようと思われる。まず、エクスターんシップの科目は、その内容も評価も大学ごとに多様であることである。確かに、多様性にはそれ自体価値はあるものの、そのメリットやデメリットを共有し、より充実した質の高い法曹養成教育を全国的に行う機会も必要となるであろう。その意味では、今後、臨床法学教育学会等が、重要な役割を果たすことが期待される。

次に、学生の学びの機会の多様性を、どのようにして確保するかの問題である。この点でも、全国の法科大学院ごとに、様々な努力が積み重ねられており、そのこと自体が、法科大学院の個性と魅力を創出する源泉にもなっているが、しかし、個々の大學生の努力を評価しながらも、情報共有などウハウの共有もまた重要なとなる。法科大学院の適正配置のもとで、都市部か地方かを問わざいわゆる司法過疎地域をなくすとともに、社会の様々な分野で活躍する法曹資格者を増やすことにより、公正な社会の実現に寄与するためである。

さらに、法科大学院生と司法修習生との身分に大きな開きがあることも問題となり得る。司法試験の合否をいわば分水嶺とする考え方であるが、アメリカのロースクー

ルの実情と比較した場合には、制度的な見劣りを感じられる側面もある。そのような身分の開きの存在 자체、法科大学院が、社会的かつ実質的には法曹養成過程として不十分な点を象徴しており、立法レベルの問題を含めた改善が求められることになるであろう。

なお、臨床法学教育一般の問題として、法律実務教育を支える財政的基盤の問題も、避けて通ることができないであろう。

旧司法試験が、ダブルスクール現象のものである。「司法試験」というよりも「資本試験」ではないかと、陰口が囁かれていた時代が存在したように、現在の法科大学院教育も、奨学金制度の充実等を背景とする一部の例外を除いて、法曹養成が「様々な資本家の競争」のような観も帯び始めている。

今回、エクスターんシップの実態調査を行い、それをまとめた機会を与えていただきたいことを通じて、現在こそが、日本における法曹養成教育の正念場であり、今一度、「司法制度改革審議会意見書」の原点に立ち戻って、全国的に、「人のために法を生かすことのできる良質な法律実務家」を数多く輩出できるシステムを再構築すべき時機であると感じた⁹。

【追記】
ご多忙なかでご協力いただいた先生方やご担当の方々に、心から御礼を申し上げます。本調査から5年以上が経過し、法科大学院制度自体が一層困難な局面に立ち至っている現在、法科大学院における実務教育全体の調査や本調査の対象としたエクスターんシップの実態調査もまた、不可欠であると考えられる（なお、最高裁判所の裁判迅速化法に基づく調査は、2年ご

とに行われている。同法8条1項を参照）。年々歳々、予備試験を経由した司法試験合格者が増加し、また、法律実務教育がかつてよりも期間の短縮化された司法研修所教育に委ねられる傾向さえ感じられる中で、『司法制度改革審議会意見書』の趣旨を再確認し、質の高い法曹を育成すべき原点に立ち返って、法科大学院における法律実務教育の基本的な方針を再考纂すべき時が来ているのではないかとも考えられる。

（2015年11月27日識）